

# 身体拘束禁止に関する指針

智太合同会社

放課後等デイサービスはるの樹・はるの樹+

## 1 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

### (1) 障がい福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命、身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用児個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事がある。

- |       |   |
|-------|---|
| ①切迫性  | ：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。 |
| ②非代替性 | ：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと。             |
| ③一時性  | ：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。                |

※身体拘束を行う場合には、以上3つの要件をすべて満たすことが必要となる。

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

### (2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命、身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束を行う際は、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高いと判断し、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下の事に取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討をする。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

### (4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所方針を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

## 3. 身体拘束廃止に向けた体制

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会を設置する。

- ①事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続・身体拘束を実施した場合の解除の検討・身体拘束廃止に関する会議及び職員全体への指導。
- ②虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会の構成員：(管理者・担当職員・看護師・保育士・児童指導員・その他の職員)
- ③虐待防止・身体拘束等適正化検討委員会は年1回開催し、必要な場合は随時開催する。委員会で協議・検討された結果については、会議、会議録の回覧で職員に周知する。
- ④身体拘束対象児の評価は事業所職員会議で行う。

## 4. 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急・やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

### ①虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急・やむを得ない状況になった場合、虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をする。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し利用者本人・家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

### ②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束を行う場合には、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

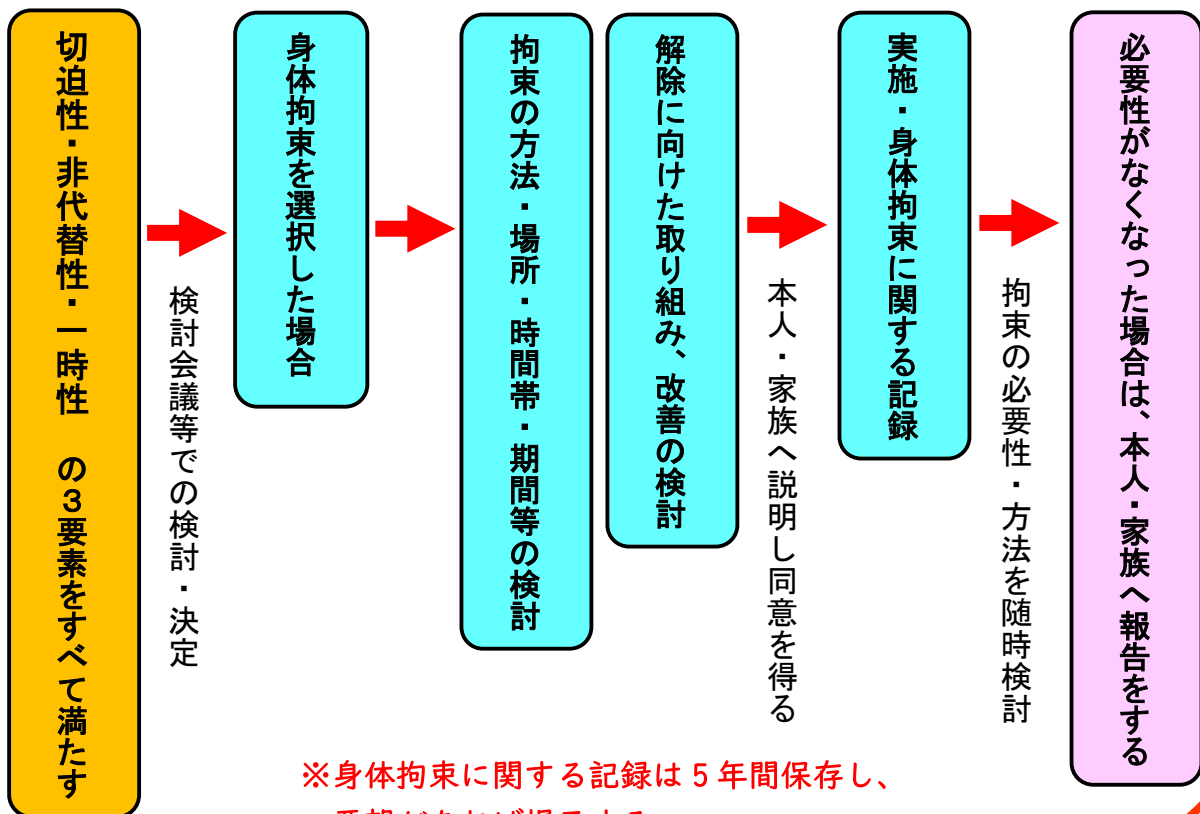
### ③記録と再検討

身体拘束を行った場合は、その様子及び時間、利用者の心身の状況、緊急・やむを得えなかった理由、解除に向けての取り組み方法などを記録する。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

### ④拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者本人、家族に報告する。

## 緊急・やむを得ず身体拘束行う場合の対応の流れ



## 5. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

座位保持装置等にみられるように障がい者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められる。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障がい者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もある。座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止する。

附則 この指針は令和3年6月1日から施行する。  
この指針は令和5年3月1日から施行する